

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐 智 子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清水直樹
課長補佐（事務担当）	堀田真二
主査（事務担当）	渡邊有美子
主事（事務担当）	植松佑太
主事（事務担当）	島田夏希

## 進行要領

発言者	内 容
	<p>1. 開催日時 令和6年9月19日（木） 午前8時53分から午前9時21分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願</p> <p>日程第 5 議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について</p> <p>日程第 6 決定第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 8 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植松 佑太 島田 夏希 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前8時53分）</p> <p>事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和6年9月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんにお願いします。</p> <p>会長さん宜しくお願いします。</p>

会長	《会長あいさつ》																					
会長	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より9月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p>																					
	<p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、</p> <p>議席番号 1番 横井 清美 委員      議席番号 2番 山田 真弘 委員</p>																					
	<p>を指名しますので宜しくお願いします。</p>																					
	<p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らさせていただきます。</p>																					
	<table> <tr> <td>議案第16号</td><td>農地法第3条の規定による許可申請</td><td>3件</td></tr> <tr> <td>議案第17号</td><td>農地法第5条の規定による許可申請</td><td>8件</td></tr> <tr> <td>議案第18号</td><td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>議案第19号</td><td>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について</td><td>2件</td></tr> <tr> <td>決定第6号</td><td>旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</td><td>13件</td></tr> <tr> <td>専決報告</td><td>1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</td><td>17件 1件 1件</td></tr> <tr> <td>報告</td><td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</td><td>2件</td></tr> </table>	議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請	3件	議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請	8件	議案第18号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件	議案第19号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について	2件	決定第6号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	13件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	17件 1件 1件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	2件
議案第16号	農地法第3条の規定による許可申請	3件																				
議案第17号	農地法第5条の規定による許可申請	8件																				
議案第18号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1件																				
議案第19号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第3項の規定による当委員会への意見聴取について	2件																				
決定第6号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	13件																				
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出	17件 1件 1件																				
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知	2件																				
会長	<p>それでは、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>																					
事務局	<p>《事務局説明》（1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																					
会長	<p>只今、事務局より議案第16号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>																					

	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請8件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は愛西市小茂井町にて鉄骨工事業を営んでおります。最初はコンテナの手直しなどを行っておりましたが、最近は産業廃棄物用や各種のコンテナの製造が多くなってきております。少しずつ仕事が増え、2連で配送できるということでいろいろ工夫し、軽くて丈夫なコンテナにしたところコンテナ製造の受注が増大しました。月産は25台ほどですが、手直しや色付けしたり補強部分を変えたり、様々な要求があるため常に20台くらいは保管しておかないと業者と取引ができない状態で、取り付け用に取付け場所や転回場所も必要です。各会社に待っていただいているような状況で、どこか適切な場所をと考えており、空き家となったお隣の土地を購入したいと話をしました。その結果、一部を農地のままで使っていたため、今回の申請となりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、コンテナ置場を設置する計画です。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、現在、一宮市にある妻の実家に住んでいます。現在の住まいからの明渡しを言われたため、愛西市への移住を決めました。跡継ぎのため、本家での同居も検討しましたが、生活リズムが違うため同居をあきらめ、本家近くの土地を探していたところ、父から申請地の提供の話がありました。本家の道路向かいにあり、理想的な立地で広さも希望通りの土地です。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は立田町で織物修正加工業を営んでおります。数年前に一般貨物自動車運送事業を始めたところ、運送事業が伸長し、増車を考えておりますが営業車の駐車場が足りず、従業員駐車場と共に駐車場を考えました。申請地は会社の隣地で形状もよく、保管上も防犯上もこれ以上の土地はありません。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場を設置する計画です。</p>

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は子供を含む家族3人で夫の兄の所有する住宅を借りて居住しております。夫の兄から住宅の明渡しを言わされたため、新たに住宅を建築したいと考えましたが私たちは建築用地を所有しておりません。妻の父に相談したところ、今後祖父と祖母の面倒を見るため本家近くに住むことが最良と考え、本家近くで土地を探していたところ地主から譲ってもらえることになりました。申請地は本家からも近く、本家と大規模集落を形成する地域にあり専用住宅を建築するには最適の土地です。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を設置する計画です。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では178枚のパネル(発電出力:104.13kw)を設置し、総事業費は約1,517万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請です。計画では178枚のパネル(発電出力:104.13kw)を設置し、総事業費は約1,425万円となっております。なお、基礎工事は専用架台、敷地周辺はフェンスで囲います。地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には流れ込まないようにする計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、昭和52年より居住し、平成4年に自宅を建て替え、以後も家族と居住をしています。建て替えの際に草平町六上33番3・33番4の土地を自宅への進入路として隣人と共有で取得していました。進入路幅は3mで共有利用となっているのですが、建築当初とはお互いの事情も変わり、時には譲り合うことが困難な場合もあります。以前よりトラブルを回避する方法はないかと模索していたのですが、幸い申請地所有者の方に事情を説明したところ土地を譲っていただける話し合いができました。今般の申請にて申請地を買い受け、進入路を設置する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成23年に結婚し、夫と子供二人の5人で生活しております。夫が転勤族のため今は実家で両親と暮らしておりますが、夫の転勤も落ち着き、家族水入らずの生活ができるようになったのですが、子供も大きくなり今後は勉強部屋やプライベートの確保も必要な年頃を迎えます。実家である本家には弟家族も敷地内に居宅を建てているため、新たにもう1棟居宅を建築する余裕はありません。私共夫婦に自己所有地もなく、本家近辺の土地もなかなか適当な物件は見つからず困っていたところ、父より所有地の一つを住宅建築のために利用してもよいと言ってくれました。夫婦共働きのため、実家である本家によ

	る子育て支援が引き続き必要ですが、申請地は閑静な住環境にありながら交通の便もよく、実家である本家との行き来もできるので家族は安心しています。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。
	以上、8件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第17号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
浅井委員	申請番号4番について、現況地目が雑種地のため、始末書の添付がされているのでしょうか。
事務局	はい。
浅井委員	現場はどのような状態ですか。
事務局	一部砂利敷きの更地状態になっています。
副会長	申請番号5番、6番の受人である法人は別会社ですが、住所は同じということでおろしいでしょうか。
事務局	はい。6番の受人が5番の受人の子会社だと聞いておりますので所在地は同一となっておりますが、それぞれの法人格での申請となります。
会長	その他宜しいでしょうか。 それでは、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 続きまして、議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)以上、1件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われているため、証明できるものと思われます。以上で説明を終わります。

会長	<p>只今、事務局より議案第18号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第18号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 2件についての説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》(1番・2番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明) 以上、2件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第19号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第19号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、決定第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1番から13番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明) 旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p>

	<p>議案番号 1 番から 13 番、全体筆数は 58 筆、面積は 63688.6 m<sup>2</sup> です。      1 番から 13 番まで愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、12 名の方々が借り受けております。      内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。      愛知県知事同意は令和 6 年 9 月 2 日、愛知県農業振興基金同意は令和 6 年 9 月 2 日、公告年月日は令和 6 年 9 月 30 日、契約開始年月日は令和 6 年 10 月 1 日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。      以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。      なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 6 号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)      宜しいでしょうか。      それでは、決定第 6 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)      有り難うございました。      全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、専決報告 3 件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》      (専決報告 農地法第 3 条の 3 の規定による届出 1 番から 17 番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、17 件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理しました。</p> <p>(専決報告 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1 件の届出を受理しました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 3 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、2件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。 (発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、9月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時 21分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年9月19日

会長 平野英治

議事録署名者  
議席番号1番委員 横井清美

議事録署名者  
議席番号2番委員 山田真弘